

環境立市 ちちぶ

公共施設に太陽光発電パネルと蓄電池を設置しました



埼玉県補助金を活用し、歴史文化伝承館と尾田時小学校に太陽光発電パネル（10kW）および蓄電池（15kWh）を設置しました。パネルで発電された電力は蓄電池に蓄えられ、余剰分として利用します。

再生可能エネルギー
利用による温室効果ガス排出量削減が見込めるだけでなく、災害時に電力会社からの電力供給が遮断された場合には、災害対策業務の実施や避難所機能の維持のために、発電した電力を最低限のOA機器や一部夜間照明等の非常用電源として昼夜利用します。



尾田時小校舎屋上



伝承館蓄電池

市内道の駅、地場産センターにある電気自動車用急速・普通充電器をご利用ください

設置場所	急速充電器		普通充電器 (料金無料)
	設置	支払い	
道の駅 ちちぶ	○ (1月下旬に利用開始)	NCS対応充電カードまたはクレジットカード番号利用	×
道の駅 龍勢会館			○
道の駅 大滝温泉			○
道の駅 あらかわ	×	—	○
地場産センター	○	4月1日(金)から有料： 200円(充電1回あたり定額、現金払い)	×

環境立市推進課 ☎ 22-2378

消費生活センターからのお知らせ

電力の小売全面自由化に伴う、便乗商法に気を付けましょう！

4月1日以降、電気小売業への参入が全面自由化されることとなります。

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社だけが販売しており、電力会社を選ぶことはできませんでした。全面自由化されると電力会社を自由に選択できます。既にこれまでと違うさまざまな業種、業態の事業者が、小売電気事業者として登録しています。

参入者が増えることで競争は活性化し、電気とガス、電気と携帯電話などの組み合わせによるセット割引や時間帯別料金、多様な料金メニュー等の中から自分の生活様式に合わせたプランを選ぶことができるようになります。

当分は現在の料金メニューも各地域の電力会社から引き続き提供され、特段の手続きをしなかった場合はこれまでの電力会社から電力を供給されます。



各社から家庭向けの料金プランやサービス内容が発表され、切り替えの受付も始まっています。切り替え手続きは、消

費者の同意を得て、新たな契約先が行うことが可能です。その際、供給地点特定番号（22桁）やこれまでの電力会社のお客番号（検針票に記載）、本人確認書類等が必要です。

自由化にあわせ、電話や訪問による勧誘が考えられます。電力についてよく理解して、便乗したトラブルに遭わないようにしましょう。

消費者へのアドバイス

- 1 小売電気事業者は登録制。登録事業者か、自分の居住地域は当該事業者の供給地域になっているかを確認。
- 2 ほかに条件はないのか、契約期間が長期になっていないか、解約時、解約金の発生はないか等を確認。
- 3 便乗商法（電力の自由化に関係ない、例えば太陽光発電装置や蓄電池等の勧誘など）に気を付けましょう。

お問い合わせ先

- 電力の小売自由化や事業者登録については：
経済産業省専用ダイヤル
☎ 0570-10281555
- 小売契約に関するトラブルは：
電力取引監視等委員会
☎ 03-3501-5725

消費者トラブル相談先

お気軽にご相談ください。

秩父市消費生活センター

☎ 25-5200

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時